

## 上郡町えんしんネット自主放送番組有料広告掲載取扱要領

要領第1号

平成24年2月1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、上郡町有料広告掲載取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、上郡町（以下「町」という。）が制作する自主放送番組への広告放送について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の枠)

第2条 広告放送の枠は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 番組枠 商工業や農業など地域経済の活性化や住民サービスの向上を図ることを目的とした情報を提供する広告番組枠
- (2) 広告枠 町が制作する自主放送番組内で、営利事業を目的とした個人・法人の事業に関する情報を提供する広告枠

### (広告の規格等)

第3条 広告放送の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 番組枠の広告放送は、動画広告（MPEG2形式）とする。
- (2) 広告枠の広告放送は、動画広告（MPEG2形式）もしくは静止画広告（横1,920ピクセル×縦1,080ピクセルのJPEG形式）とする。

### (申込み方法等)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、上郡町えんしんネット自主放送番組有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告放送を添えて、希望する放送開始日の30日前までに町長に申込みものとする。ただし、同一の申込者が、複数の広告放送の枠を申込みすることはできない。

### (広告放送の期間、時間等)

第5条 広告放送の期間は、新たな番組スケジュールに更新した日（以下「更新日」という。）から次の更新日の前日までを放送期間とし、広告放送の開始日及び終了日は町長が定める。ただし、申込者が希望するときは、町長は1年を超えない範囲で放送を認めることができる。

2 広告放送の時間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 番組枠については、1番組10分以内とし、1日5回以上放送する。

(2) 広告枠については、動画広告は1回30秒以内、静止画広告は1回15秒とし、1日5回以上放送する。

(料金)

第6条 広告放送の料金等は、別表のとおりとする。

(災害時等)

第7条 災害等の緊急時や機器の点検、故障等において、町長が必要と認めるときは、広告放送を中止等することができる。

2 前項の規定により広告放送を中止等したときは、第6条の料金は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって連続して7日以上広告放送を中断したときは、当該更新期間分の広告料を還付するものとする。

(広告内容等)

第8条 広告の内容、デザイン等は、公共放送のイメージを損なうことのないよう、申込者と協議の上放送するものとする。

2 第2条第1号に掲げる番組枠の広告放送については、番組の開始及び終了が分かるような構成とし、必ず番組名及び制作者名を番組に挿入するものとする。

3 広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、申込者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申込者の負担とする。

4 町長は、広告の内容等が要綱及び法令等に違反し、又は違反するおそれがあるときは、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行する。